

港湾法施行規則及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

1. 改正の背景

港湾法（昭和25年法律第218号）第43条の11第1項又は第6項の規定により指定を受けた港湾運営会社（以下「港湾運営会社」という。）及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和56年法律第28号）第3条第1項の規定により指定を受けた指定会社（以下「指定会社」という。）については、特定の者による恣意的な運営を排除するため、その議決権の取得及び保有を制限している。

他方、港湾運営会社又は指定会社の役員又は従業員がいわゆる持株会を通じて取得した株式（各役員又は従業員の1回当たりの拠出金額が100万円未満であるものに限る。）については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第166条第1項に基づくインサイダー取引規制の適用除外となることを踏まえ、その保有等の態様により恣意的な株式取得ではないことが明らかであることから、議決権の取得及び保有の制限の対象外となっている。

今般、役職員に株式を保有させることによりその勤労意欲を向上させる等のニーズがあることを踏まえ、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第59条第1項第4号が改正され、インサイダー取引規制の適用除外となる持株会を通じた株式取得について、各役員又は従業員の1回当たりの拠出金額の上限が100万円未満から200万円未満に引き上げられることとなった。

これを踏まえ、港湾運営会社及び指定会社の議決権の取得及び保有の制限の対象外となる株式についても、所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

以下の株式の取得について、各役員又は従業員の1回当たりの拠出金額の上限を100万円未満から200万円未満に引き上げる。

- ① 港湾運営会社の議決権の取得及び保有の制限の対象外となる持株会を通じた株式の取得（港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第11条の15第3号）
- ② 指定会社の議決権の取得及び保有の制限の対象外となる持株会を通じた株式の取得（特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第88号）第2条の3第3号）

3. スケジュール（予定）

公 布：令和6年12月

施 行：令和7年1月1日（水）